

# 一般社団法人日本産業保健法学会 利益相反マネジメントポリシー

## 1. 基本的な考え方

一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）は、産業保健と法という、社会医学と法学の学際領域を扱う団体であり、活動を通じて政策や現場の課題に知見を提供することを目的としている。学会で展開される研究、研修、提言等の活動は、政策に関わるステークホルダーに影響を及ぼし、また産業保健の現場の実践を通じて多くの企業・労働者に影響を及ぼす可能性がある。

については会員の自由闊達な研究活動を確保するとともに、社会に対する説明責任を果たし、学会の目的を達成するために、会員が行う研究活動について、利益相反の適切な管理を行う必要がある。

## 2. 学会の特徴と利益相反マネジメントの方針

### 1) 学会の特徴

学会に所属する個々の会員の研究領域は、法学、経営学、社会学から医学、保健学、心理学、化学、工学等と幅広いが、学会ではこれらの学際・融合領域を扱う。また会員の活動領域は、研究を主たる業務とする者から法、産業保健、人事労務等の現場の実務を主たる業務とする者まで、所属機関も大学等の研究機関から法律事務所、社会保険労務士事務所、医療機関、企業と多様である。

利益相反マネジメントの実践は領域によってさまざまであるため、各会員が所属機関のルールに服することを前提として、本ポリシーでは学会の場における活動に関しての利益相反マネジメントを扱うことが適当である。

### 2) 本ポリシーにおける利益相反マネジメントの定義

本ポリシーにおいては、利益相反を、会員の勤務先を含む学会外部との経済的関係等によって、学会活動で必要となる公正性、適正性が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない外観が生じること、と定義する。

### 3) 本ポリシーの対象とする活動

- ①学術大会における研究発表、講演
- ②学会機関誌における研究発表
- ③公的研究費に基づく研究活動（本学会を所属機関とするものに限る）

### 3. 利益相反マネジメントの実施方針

#### 1) 学術大会における研究発表、講演

発表時点の所属を明らかにするとともに、研究資金源など必要な事項を開示する。なお、具体的な開示方針については、各大会実行委員会が扱うこととし、また会員以外の発表者についても原則として同様の対応を求めることとする。

#### 2) 学会機関誌における研究発表

発表時点の所属を明らかにするとともに、研究資金源など必要な事項を開示する。なお、具体的な開示方針については、編集委員会が扱うこととする。

#### 3) 公的研究費に基づく研究活動（学会を所属機関として交付を受けるものに限る）。

##### ①利益相反マネジメント委員会の設置

学会内に、利益相反マネジメント委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、本学会を所属機関として公的研究費に基づく研究を行う研究者について、審査、検討を行う。委員会は学会会員以外の者を含めた者で構成し、理事のうち一名が委員長を務める。

##### ②報告基準

委員会は、報告基準に該当しない者も含め、学会を所属機関として公的研究費に基づく研究を行う研究者全員から自己申告書の提出を求める。具体的に報告すべき経済的利益関係の基準は、委員会において定める。

##### ③委員会の審査

委員会は、自己申告書を審査し、承認または利益相反回避の要請を決定し、当該研究者に通知する。結果については代表理事に遅滞なく報告し、審査結果の記録を5年間保管する。委員会の委員等は、正当な理由なく、委員会において知りえた情報を漏らしてはならない。